

## 第6次里庄町行政改革大綱

### 目次

- 1 行政改革の必要性
- 2 目指す町行政の将来像
- 3 行政改革の基本的視点
- 4 行政改革の推進
- 5 行政改革の重点項目

#### 1 行政改革の必要性

第5次里庄町行政改革大綱策定時において、町を取り巻く社会・経済環境は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大に伴い、景気の先行きは以前にも増して不透明となっており、感染症の影響が長期化することによる経済への影響は大きく、地方財政は税収をはじめとする歳入へ多大な影響が出ることは避けられない見通しであり、さらに、少子高齢化の人口減少問題等を背景にした行政需要の増加についても確実に見込まれています。

そのような状況下で、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、町民に最も身近な基礎自治体の役割が今後一層大きくなることが見込まれます。

本町は、これまで財政の健全性を保っていますが、歳出面では、義務的経費である人件費や扶助費等の社会保障関係費、事業実施に伴う公債費が徐々に増加していくことも予測されています。

また、定員管理については、これまで職員の少人数体制の維持に努めてきましたが、事務移譲等に伴う事務量の増加をはじめ、職務内容の多様化や求められる専門性への対応、ワーク・ライフ・バランスの確保など、現状の職員体制では対応が難しくなっています。そのため、令和元年度に職員定数の見直しを行いました。依然として年齢階層区分ごとの職員構成は偏在化しており、長期的な視野に立って解消が必要となっています。

そのため、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できる体制をつくりあげていくためには、不断の改革を積み重ねることが、効果的な町政運営にとって不可欠となっています。

#### (1) 行政改革大綱の位置付け

本町のまちづくりは、町の最上位計画である「里庄町振興計画」に基づき、

町の将来像である「子どもの元気な声が響き みんなの笑顔があふれるまち」の実現に向け、各施策を推進しています。

行政改革大綱は、その里庄町振興計画に掲げる「計画的・効率的な行財政運営の推進」が実現できるよう、また、本計画の実行性のある経営戦略として位置付け、事務事業等の改革改善を通じて町の将来像の実現に向けた施策・事業の効率的・効果的な行政運営を推進するためのものです。

## (2) これまでの行政改革の取組

町の行政改革については、昭和60年度に「里庄町行財政検討委員会」、「里庄町行政改革懇談会」を設置し、補助金の見直し、行政機構の改革、事務改善等に始まり、平成8年度には第1次の「里庄町行政改革大綱」を、そして平成29年度には第5次の「里庄町行政改革大綱」を策定し、歳出の抑制、歳入の確保、人事評価制度の見直し、SNSの活用や電子申請サービスの充実など、それぞれの時代背景のもと、行政改革に取り組んできました。

## (3) さらなる効率化への対応、選択と集中化の必要性

昨今の厳しい社会経済情勢や国や地方の厳しい財政状況を踏まえると、「さらなる行政改革」が求められており、現在の限られた資源(ヒト・モノ・カネ)を効率的かつ効果的に機能させた行政運営を維持しながら、多様化する町民ニーズに応えるべき施策を進めていかなければなりません。

そのためには、行政が主役となるまちづくりから町民との協働によるまちづくりへ、また、従来からの歳出削減を中心とする改革と、町民満足度の向上を目指す「質の改革」を併せて行っていくことが必要です。

将来の財政運営を考えると、町が広範なサービスを多量に提供することは、困難になってきており、真に行政が提供すべきサービスであるかを検証したうえで、地方自治体の使命である「町民福祉の増進」と「行政運営の効率化」を踏まえた各施策を展開することで、持続可能な行政運営を目指します。

また、行政改革は一過性ではなく継続して取り組んでいく必要があるため、大綱に掲げていない項目であっても、今後の社会経済情勢の変化に対応すべき項目については、十分な協議検討を重ね、追加変更等を行いながら実行性のある改革を目指していくこととします。

## 2 目指す町行政の将来像

里庄町は、単純に施策に対する歳出削減だけを行うだけでなく、町自らの不断の努力により「目に見えにくい行政コスト」を低減するため、まずは「行政コストの見える化」を図ることで、業務効率化を推進し、業務に必要となる人件費など間接コストについても合わせて削減を図っています。

今後も引き続き、行政サービスにおける町民のニーズにすばやく応え、町民や地域が主役となるような町行政を目指し、その将来像を次のとおり掲げます。

### (1) 中長期的な歳入確保策の必要性

厳しい財政状況を改善するために歳出の削減は必要であるが、これにより大きく町民サービスが低下することのないように留意しなければなりません。

そのためには、引き続き町内企業等を支援し、さらには町外から人や企業・投資を呼び込むことにより、経済の活性化や雇用創出にも繋がり、そのことが結果として、中長期的な税収をはじめとする歳入増加をもたらし、町民サービスを継続させます。

### (2) スクラップ&ビルド

将来予想される収支不足及び新たな投資は、一部の事業の見直しで対応できるものではなく、根本的な財政構造の見直しを進めなければなりません。

そのため、既存の事業をゼロベースで見直し（スクラップ）、本町として真に必要な事業のみを再構築（ビルド）していくことを徹底します。

### (3) コスト意識の導入

町民サービスの提供方法に改善の余地がないかを検討することにより、質の高いサービスを提供していくが、行政内部ではサービスコストの削減を徹底します。あわせて限られた財源の中でサービスを確保するために、効率性を重んじ、無駄のない事業の執行を図ります。

### (4) 透明性の確保とアカウンタビリティ（説明責任）の実現

行政改革の対象となる事業は、行政内部の事務にとどまらず直接的に町民に関連する事業も少なくありません。町民との情報共有は重要であり、特に町民に利害関係をもたらすことについては、十分な対話や説明の徹底を図ります。

### 3 行政改革の基本的視点

前述した目指す行政運営の将来像を実現するために、継続的に行っている施策であっても、一層の改善を図るため、次の視点によって行政改革に取り組みます。

#### (1) 情報発信の促進と協働の推進に努めます。

町民にとって便利で利用しやすい、質の高い町民サービスを提供するためにも、社会情勢の変化・多様化する町民ニーズを的確に把握しながら、情報通信技術を積極的に活用し、行政の情報を町民に分かりやすく発信することで、町民が行政活動に対し関心を持ってもらえるような活動を行います。

また、地域における公共・公益的なサービスのすべてを行政が提供するという行政主導型の発想ではなく、公共的サービスの担い手として期待される地区・町民団体・NPO 法人など多様な主体への支援体制を構築し、力を合わせて解決できる諸課題については、協働して課題解決にあたり、地域の特性を活かしながら町民も一緒になって参加できるまちづくりを進めます。

#### (2) 組織力の強化と人材育成に努めます。

社会経済情勢の変化や多様な町民ニーズに対応した施策を進めるためには、効率的かつ効果的に事業推進ができるような組織体制と、これまで以上に強い責任感を持って目標を達成していく人材が必要です。

そのため、職員の能力開発や意識改革、職場環境の改善を進めることで、職員が最大限の能力を発揮できる組織づくりを進め、高い質と能力を備えた人材を育成します。

#### (3) 効率的な行政運営の確立を徹底します。

成果を重視した自治体経営の構築を目指し、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的かつ効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な行政運営に取り組んでいきます。

厳しい財政状況の中で、少子高齢化に伴う福祉政策や子育て支援など高度化・多様化する行政課題に適切に対応することが求められており、自立的かつ持続可能な自治体経営を行うためには、PDCA サイクルを活用して、スクラップ&ビルドを徹底して行い、効率的な行政運営の確立を目指します。

## 4 行政改革の推進

行政改革の基本的な視点に則して、次のとおり行政改革を進めます。

### (1) 行政改革の推進体制

町長のリーダーシップのもと、町民のための行政改革であるという意識を全職員が共通して持ち、一丸となって取組を進めます。

各所属長は、自らが行政改革を率先して行う推進役であることを認識し、行政改革に責任を持つとともに、毎年度、その進捗状況や成果を把握しながら、効果的な進行管理を行います。

### (2) 行政改革の推進期間

この大綱の推進期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

### (3) 行政改革の実施計画

この行政改革の実施にあたっては、可能な限り数値目標を示した行政改革実施計画並びに個別計画を策定し、計画的に取り組みます。

### (4) 町民、議会等との連携、協力

行政改革は、町行政だけの努力で実現できるものではなく、町民、議会等の理解、協力及び連携が必要です。

そのため、行政改革の推進状況や成果等については、広報紙やホームページ等で定期的に公表するとともに、広く議論、協議を行いながら理解と協力を求めていきます。

## 5 行政改革の重点項目

町行政全体で考えていく課題として、次の重点5項目を設定し、行政を運営していくうえでの仕組みや決まりといった制度の改革を視野に取組を進めます。

### (1) 行政の担うべき役割の重点化

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、町民サービスは多様化・高度化し、従来の行政を中心とした公共サービスの提供は困難な状況となっています。

こうした行政のみでは対応しづらくなった「公共」の領域を補完するために、行政が一定の関わりを持ちつつ、これまで行われた行政サービスを、可能な限

り町民や民間企業が担うことにより、地域にふさわしい多様なサービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという「新しい公共空間」の形成が必要となっています。

また、行政と町民の協働は、これからの簡素で効率的な行政を実現するうえで、重要な役割を担っています。

この新たな、民間（町民・企業）が担う取組（アウトソーシング・地域協働）を推進します。

さらに、他団体との広域連携を推進することにより、コストを抑えながら質の高い行政サービスを提供することを目指します。

#### ① 民間委託等の推進

事務事業全般についてさらなる総点検を実施し、アウトソーシングを推進します。

#### ② 広域連携の推進

スケールメリットを生かしコスト削減のため、他団体と共同事務委託を推進します。

#### ③ 協働のまちづくりの推進

町民と行政の協働を積極的に推進し、満足度の高いまちづくりの実現を図るため町民団体の育成・支援に努めます。

また、町民と行政の情報を共有し信頼度を高めるため、広報紙だけでなく、様々な情報伝達手段を積極的に活用し、町民に情報を分かりやすく発信し、町民が行政活動に対し関心を持ってもらえるように取り組みます。

※ アウトソーシング・・・行政活動に必要な機能の一部を、業務委託などの手法で外部の機関を利用して実現すること。

※ スケールメリット・・・規模を大きくすることで得られる効果や利益

### （２）行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築

多種多様な事務事業に対応し、今後の地方創生総合戦略の推進に向けて適切な行政運営を進めるにあたり、中堅となる職員を中心に業務情報を共有し、機動的で迅速な業務対応が可能な組織の確立が必要となることから、次の施策を実施・検討します。

#### ① 組織機構の見直し

町民の多様なニーズに対応することのできる簡素で合理的、かつ町民に

対し責任・権限の所在が分かりやすい組織機構づくりの確立に努めます。

また、縦割り構造の処理機構を見直し、横断的な政策が実現できるような組織づくりを行い、必要に応じてプロジェクトチームを柔軟に組織できる体制を整えます。

## ② 定員管理及び給与の適正化

定員管理は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組みなければなりません。

このため、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努め、また、B P Rの手法を活用した業務フローの見直しにより事務の効率化と正確性の向上を図るとともに、積極的な民間委託等の推進や地域協働の取組などを通じて、職員数の抑制を行い適正な定員管理に取り組みます。

さらに、給料・諸手当等についても、支給対象、支給基準等を精査し、町民に理解が得られるよう見直しを図ります。

※B P R・・・業務手順を一から見直し最適な業務手順を再構築すること。

## ③ 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、質の高い行政サービスを提供していくためには、そのサービスを担う職員の能力向上は不可欠であり、そのためにも職員一人ひとりが自ら考え解決していく政策形成能力を高めることが必要です。

このことから、職員の能力開発をより積極的・効果的に進め、人材の育成を図るとともに、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うなど、総合的な人材育成を推進します。

また、人事評価の結果を昇任、給与等に反映することで、職員の士気を高め意識改革を図ります。そのためにも、人事評価が適正に実施されるよう、制度の浸透化を図るとともに、必要に応じて制度の見直しを行います。

## (3) 自主性・自律性の高い財政運営

これからの地方自治体は国からの依存体質を脱却し、自主・自律の行政運営が求められており、町民にとって、真に必要な行政需要に的確に対応するため、足腰の強い財政基盤の確立が必要となっています。

このため、行政に対する町民の受益と負担を明確にしつつ、中長期的視点か

ら歳入の強化・充実や、経費全般についての節減・合理化を図り、歳出抑制に努め、財政の自律化を確保し、過度に地方交付税に依存しない財政構造の構築を図ります。

① 経費の節減合理化と財政の自律化

事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政自律化のための計画を策定し財政構造の改善を図ります。

また、自主財源の根幹をなす町税及び各種使用料等債権の収納率の向上と受益者負担の適正化、さらには新たな自主財源としてふるさと納税などの税外収入の確保に積極的に取り組みます。

② 公共施設の最適化と適正な管理

今後の公共施設の管理に関する基本的な方針等を示す公共施設等総合管理計画に基づき、総合的なマネジメントの推進に取り組みます。

また、指定管理者制度の導入を検討するなど、施設経営の健全化を図ります。

③ 町有財産の有効活用

簡素で効率的な行政運営を図るため、また、財源確保を図るため、未利用財産の売却促進及び資産の有効活用に取り組みます。

※ 公共施設等総合管理計画・・・地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に、地域の实情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。

※ 指定管理者制度・・・民間の能力を活用することにより、多様化する町民ニーズに効果的、効率的に対応し、町民サービスの向上や節減を図るために、公の施設の管理を町が指定する法人その他団体が行う制度。

(4) デジタル化の推進

行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていきます。

(5) 公営企業等の経営健全化

町の特別会計のうち、企業会計を用いている、あるいは準じている水道事業、下水道事業、介護老人保健施設事業について、その経営の健全化あるいは健全性の維持を図るとともに、町設立の外郭団体である里庄町土地開発公社についても、同様の取組を行います。